

第18条 理事会は次の事項を審議し、決定する。

1. 事業計画・報告および収支予算・決算報告
2. 規約の変更および本規約に規定した事項
3. 役員の選出
4. その他必要と認めた事項

第19条 役員の任期は2年とし、再選を妨げない。

但し、会長・副会長を除く役員は改選時74歳以下であること

第20条 本連盟は、会務遂行のため理事会の決定により、専門部を設けることが出来る。
専門部に関する規定は別に定める。

第5章 財 務

第21条 本連盟の経費は、会費、賛助金、その他の収入をもってこれにあてる。

第22条 本連盟に加入する者は、次に定める会費を負担するものとする(年間)。

1. 個人 2,500円(小中学生は1,000円)
2. 団体 団体は5名以上で構成とする。
1名につき1,000円、及び一団体につき3,000円とする。
3. 日本卓球協会(埼玉県卓球協会)へ登録する者は連盟加盟者のもの
(小・中・高校生は除く)とし、県登録費を別に納入するものとする。
ただし、個人加盟者については一部を連盟において負担するが、団体加盟者・
小・中・高校生および追加登録となるものは全額実費負担とする。

第23条 本連盟の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日とする。

細則

第1条 会員の審判・技術指導等の費用弁償は次の通りとする。

1. 半 日 500円
2. 1 日 1,000円

付 則

本規約は昭和30年11月1日から施行する

本文一部改正

昭和45年6月1日	昭和47年6月25日	昭和49年6月2日
昭和50年7月4日	昭和54年5月24日	昭和59年4月8日
昭和60年6月13日	昭和61年5月25日	昭和62年6月14日
平成3年3月17日	平成5年7月14日	平成6年4月25日
平成12年7月15日	平成18年8月3日	平成28年3月13日
平成28年11月3日	平成29年6月17日	令和4年4月16日